



外国人労働者の法的地位－ヨーロッパ共同体（EC） における労働者の自由移動政策及び雇用政策の特徴 との関連において－

曾，國雄

(Degree)

博士（法学）

(Date of Degree)

1978-01-18

(Resource Type)

doctoral thesis

(Report Number)

乙0503

(URL)

<https://hdl.handle.net/20.500.14094/D2000503>

※ 当コンテンツは神戸大学の学術成果です。無断複製・不正使用等を禁じます。著作権法で認められている範囲内で、適切にご利用ください。



氏名・（本籍）	曾 國 雄 （中国台湾）
学位の種類	法 学 博 士
学位記番号	法 博 ろ 第 10 号
学位授与の要件	学位規則第 5 条第 2 項該当
学位授与の日付	昭和 53 年 1 月 18 日
学位論文題目	外国人労働者の法的地位 —— ヨーロッパ共同体（E C）における労働者の自由移動 政策及び雇用政策の特徴との関連において ——

審 査 委 員	主 査	教 授	久 保 敬 治
		教 授	窪 田 宏 教 授 西 賢

論 文 内 容 の 要 旨

本論文「外国人労働者の法的地位——ヨーロッパ共同体（E C）における労働者の自由移動政策及び雇用政策の特徴との関連において——」は、多くのE C 諸国において、戦後的過程をすぎた段階より導入をみたいいわゆる外国人労働者について、その導入を促進した条約措置を整理し、外国人労働者の雇用に関する社会的、経済的諸問題を摘出し、その受入及び滞在に関する国内法上の諸規定を紹介した上で、外国人労働者の労働立法上、社会保障立法上の地位を仔細に検討したものである。

「はしがき」においては、1958年にヨーロッパ経済共同体（E E C）が発足するとともに、E E C 域内における経済格差の是正による共同経済市場の形成という目的のもとに開始された同域内における労働者の自由移動政策から、高度経済成長とともに非E E C 諸国からの労働者の大量移入政策へと漸時転回をとげた経緯を述べるとともに、いわゆる域内労働力、域外労働力を問わず、両者が、基本的には労働力受入国の雇用政策に左右され、いわば景気緩衝機として機能した事情を、まず注目すべき現象として提起する。

第一部「E E C における労働者自由移動政策の展開」は、つぎのような構成をとる。E E C 域内における労働者自由移動政策の先駆的措置の説明（第一章）。E E C の同移動政策に関する条約、施行規則の分析（第二章、第三章）。E E C 域外労働力の大量移入政策と域内労働力、域外労働力の両者の関係についての考察（第四章）。

第一章は、第二次大戦終結後多くの西欧諸国が難民対策に忙殺されていた時期において、すでに1948年設立のヨーロッパ経済協力機構（O E E C）は、戦後復興政策のために労働力移動に関する基本方針を樹立していた事情を述べ、それに対応した国際労働機関（I L O）の活動、とくに労働者自

由移動に関する97号条約（1949年）の採択の意義を明らかにし、さらに1960年代におけるE E C域外労働力移入に関する二国間協定の先鞭ともなった北欧三国、ベネルクス三国のそれぞれの労働許可証の廃止を主たる内容とした諸条約にも言及する。第二章、第三章においては、まず加盟国における生産水準の向上のための雇用量の拡大を目的としたE E C条約48・49両条にいわゆる労働者の自由移動原則の意義をE E C裁判所の判例を通じて明確にし、同原則と加盟国の国内法との関係に論及し、ついで1960年以降、同条約48・49両条の趣旨を段階的に拡張してきたE E C理事会の施行規則を整理する。そうして、その施行規則が労働者の入国、雇用等についての加盟国の制限措置を廃止し、労働許可要件を緩和し、ついにはその撤廃にまですすみながら、結局は、労働者自由移動についての条約規定及び理事会施行規則が労働力不足の補填という意味における加盟国の雇用対策に左右され、所期の効果をおさめえなかった事情を明らかにするとともに、E E C域外諸国からの労働力の導入へと雇用政策が転換していく過程の必然性を説き、その段階において域外労働者に対する域内労働者の法的地位の優位性が漸次確立せられてきた経緯について述べる。さらに第四章は、E E C域内の労働力移動政策の実効性が限界に直面した結果、域外労働力の積極的輸入にふみきった西ドイツ、フランスの事情について紹介し、両国の域外労働者受入に関する相違点を明らかにする一方、域内労働者、域外労働者両者間に設定せられた法的及び社会的差違に言及するのである。

第二部「E E Cにおける外国人労働者の雇用政策の特徴」は、つぎのような構成をとる。1960年前後より大量に域内労働者、ついで域外労働者を移入してきた西ドイツ、フランスを対象に、外国人労働者の就労実態とその経済的効果を多くの資料を駆使しつつ鮮明にすること（第五章、第六章）。ついでベネルクス三国についても、同様な考察をすすめること（第七章）。労働力輸出国となったE E C域外諸国におけるいわゆる出稼問題について、一応の検討を行うこと（第八章）。

第五章、第六章においては、まず1960年前後より労働市場における外国人労働力がもっとも顕著になった西ドイツを対象に、1955年の独伊協定にはじまる二国間労働者募集協定を逐一整理し分析した後、域外労働者を主体とする外国人労働者の就業業種、就労条件等を詳細に分析し、その労働力の新陳代謝をたえず行い、しかも賃金上昇の抑制機能を外国人労働力に期待した巧妙な雇用政策の展開過程を的確に把握する。ついで西ドイツとある意味で対照的といえるフランスの外国人労働者の雇用政策について述べるが、その低賃金と長時間労働という事態においては、西ドイツの場合となんら異ならないことを明らかにする。第七章は、西ドイツ的雇用方式をとるオランダ、ルクセンブルグとフランス的雇用方式をとるベルギーにそれぞれ言及し、第八章は、ポルトガル、スペイン、イタリア、ユーゴスラビア、ギリシャ、トルコ等の労働力輸出国の複雑な国内労働市場の様相を、労働力受入国との関係においてとらえている。

第三部「E E Cにおける外国人労働者の法的地位」は、つぎのような構成をとる。西ドイツ、フランス、ベネルクス三国における外国人労働者の受入方式とその滞在法上の地位について検討すること（第九章）。それをふまえ、西ドイツ、フランスを対象として、外国人労働者の労働立法上、社会保障立法上の地位に関し多角的な検討を加えること（第十章）。それに付加し、ドイツ労働組合同盟（D G B）及びその加盟労組の外国人労働者に対する組織対策を紹介すること（第十章）。

第九章においては、まず二国間協定にもとづく政府機関による募集方式に重点をおく西ドイツの外国人労働者受入方式を検討してその利点を端的に明らかにし、外国人労働者の労働許可手続の緩和過程について述べ、最近の注目すべき労働立法である1969年雇用促進法との関係に言及する一方、外国人法、同施行規則所定の滞在許可の要件を論じ、西ドイツにおいて外国人労働者が居住権を取得し、さらに帰化することの困難な事情を指摘する。良質の労働力の新陳代謝的導入を意図する西ドイツ雇用政策の基本的特質の摘出である。ついで西ドイツと対照的に、政府機関による募集方式よりも入国後の労働許可方式に重点をおくフランスについては、その労働許可手続の次第をとくにアルジェリア及び旧植民地より移入せられる労働者について考察し、ついで、滞在許可について寛大な方針をとるフランスの雇用政策の特質を描写する。さらに西ドイツ方式をとるオランダ、ルクセンブルグ、フランス方式をとるベルギーについても、第九章の叙述を補強する意味において簡潔に記録している。

第十章は、上述のように、西ドイツ、フランスを対象とするが、外国人労働者への個別的労働立法、集团的労働立法、社会保障立法の適用について逐一考察をすすめている。そこに明らかにされている点は、受入労働者の雇用期間が原則的に一年であり、その期間更新もかぎられているため、個別的労働立法、社会保障立法の適用が実質的に制約されているということである。他方、集团的労働立法の分野については、西ドイツ労使関係法の基本法ともいべき経営組織法をとりあげ、同法により設置される従業員代表機関の選挙資格及び被選挙資格について、旧法（1955年）、現行法（1972年）を通じて分析を加えているが、ここにおいても、外国人労働者の雇用期間が障害になっている事情について言及がなされる。これと関係したDGB及びその加盟労組の対策についても、具体的な労組資料を駆使しつつ、実情が明らかにされている。以上の問題点は、外国人労働者の受入方式においては西ドイツと異なるにせよ、フランスにおいても基本的に看取されることの指摘がなされる。

「結語」においては、EEC域内における労働者自由移動政策が現実には十分な効果をあげえず、域外労働力の大量導入という現象を招来した事態についてかさねて言及するとともに、外国人労働力の導入政策が基本的には導入国の経済政策、雇用政策に左右され、そこに、労働立法、社会保障立法の適用の限界が存することがあらためて強調される。なお、西ドイツの外国人法、フランスの外国人の入国、滞在に関する命令等の全文のほん訳を、「附録」として付加している。第九章の理解にとっての不可欠の資料であるからである。

論文審査の結果の要旨

戦後的段階を経過した前後より、西欧諸国においては、周知のように、石炭鉄鋼共同体（ECS）の設置にはじまる経済統合政策が推進をみえたのであり、EECの成立によってその政策は決定的となった。西欧の再生のためにはまず経済レベルの国際的協力が要請せられたのであり、経済格差の是正による共同経済市場の形成によって、西欧の経済復興は1960年代には顕著になってきた。そうしてその政策を円滑にすすめるためには、労働力過剰国と労働力不足国間における労働者の自由移動とEEC域外諸国からの労働力の大量移入とが要求せられることになった。しかし、その移入政策自

体及び移入後における労働者の地位をめぐる、さまざまな経済的、社会的、法的問題が惹起する。この論文は、そのうち外国人労働者の労働立法上、社会保障立法上の地位の多角的な検討に焦点をあて、段階を追って論述をすすめたものであるが、経済政策的、労働政策的観点からする外国人労働者についての断片的論稿はわが国においても散見するものの、本論文のような規模において複雑な外国人労働者をめぐる法的問題の解明にせまったものは、ほかに皆無である。世界的な構造不況による減速経済体制下に入り、外国人労働者問題のあらたな角度からする処理が西欧諸国において深刻に論議されている現段階において、本論文はまことに時宜をえた研究といわねばならない。その問題点の把握は的確であり、叙述も明快であることは、まず強調しておかねばならないことである。

外国人労働者の労働立法上、社会保障立法上の地位について正面から検討していくためには、その移入を必然ならしめそれを可能ならしめた経済的要因と条約上の措置とについての立ち入った論及が不可欠であることはいうをまたない。論文の大半部分がそれにあてられているのも、当然のことと考える。労働力のE E C域内における相互移動とE E C域外からの労働力の導入に関するそれぞれの条約措置は、E E Cの市場経済政策と微妙にからまり、条約上の原則と各国の利害とがときに複雑な対立をみせていることが少なくない。第一部第二章及び第三章は、それをたくみに描き、第三部の論述へすすむための問題点を摘出するのに成功している。とくにE E C理事会の施行規則にみられる労働者移動政策の具体化過程と、その過程において明確化されるにいたった域外労働者に対する域内労働者の優先権の確立とに関する指摘は、きわめて示唆的である。

E E C加盟国のうち域内労働力、域外労働力を大量に移入した西ドイツにおいては、官庁資料を素材とした外国人労働者の就労実態についての文献が多くみられる。したがって、率直に言えば、それを利用して数字を羅列した論稿がわが国に散見しうる外国人労働者論なのであると極言しても、いい過ぎではないのである。主として二国間協定により吸収せられるにいたった西ドイツの外国人労働者の就労実態についての本論文の記録は、一見したところ冗長のきらいもあるが、それは実は、青壮年労働者の単身導入政策をとり、本論文で再三にわたって強調する労働力の新陳代謝を意図した西ドイツの実利的な、そうして巧妙な雇用政策を摘出するためであり、各種の資料、統計の類いをそこにおいて効果的に消化しているといえることができる。

著者は、さらに論旨を固めるため、西ドイツ、フランスを主とした外国人労働者の受入方式と滞在法上の地位を整理した後、核心といえる労働立法上、社会保障立法上の地位についての論述にすすむ。短期労働契約という雇用方式が労働保護立法、社会保障立法の適用の実効性を阻害しているという趣旨の結論的指摘は正当であり、それにいたる論証はきわめて納得的である。西ドイツ、フランスにおいては、世界的な構造不況段階に突入する前後より、外国人労働者の抗議ストが頻発し現在にいたっているのであるが、その対応策としては、西欧諸国の独自の労働立法である従業員代表制立法の活用以外にきめ手のないことは、いわば異口同音に主張されているのである。集团的労働立法上の問題について、本論文が従業員代表制立法にもっぱら関心をそそぎ考察をすすめているのは、その意味では有意義であり、その指摘するところも正確である。ただその論述の幅のひろさは十分に評価できるとしても、その深みにおいては、今後の研究に多分に期待する面があることも否定できない。しかし論点の

整理においては、これ以上望むべくもないであろう。

以上の理由によって、審査委員は、著者曾國雄氏が法学博士の学位を授与されるに十分な適格を有するものと判定する。